

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

(1) 本校におけるいじめ防止等のための目標

すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校が主体となって、積極的にいじめ防止対策に取り組む。そして、すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目標とする。

(2) いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、誰にでも、どの学年・学級でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい生活習慣を身に付け、真摯な態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにさらされることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていくものと期待される。教育活動全体を通して、「どんな理由があってもいじめは許されない」という指導を徹底し、生徒間の小さなトラブルについても、担任や教科担当、部活動顧問等が早期に発見し、いじめの芽を摘むために以下のような指導を行う。

・いじめ防止についての啓発プリント等を定期的に生徒へ配布して、いじめ撲滅に対する意識を高め、クラス内にいじめについて担任等に気軽に相談できる雰囲気を作るよう取り組む。

・全校朝礼や学年集会等で生徒部長や学年主任がいじめ防止の講話をするなど、いじめに関する教職員や生徒への啓発の機会を2か月に1回以上設ける。

・定期的なアンケートについては、生徒個々の心理状況や人間関係を把握しやすいものに改善し、より良い人間関係を築けるよう取り組む。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席状況などで検証し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

(3) いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

① 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複

数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめに積極的に対処することが必要である。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒との情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

例えば、暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、いじめをうけた生徒からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、S C（スクールカウンセラー 以下同じ）への相談、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、学級日誌や面談等を活用して交友関係や悩みを把握したり、家庭訪問の機会を活用したりすることに加え以下のような取組などが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても教職員全体で共有することが必要である。

- ・個人面談や保護者面談等で保護者の思いや願いを把握し、生徒、保護者の悩みに寄りそう。

- ・年度当初の職員研修で、S L（スクールロイヤー 以下同じ）によるいじめ防止の研修を実施するとともに、いじめ事案発生初期の段階でS Lの活用を積極的に行い、関係生徒の人権を十分に守る体制を確保するとともに、問題の長期化、深刻化を防止し、早期解決を目指す。

- ・福岡県が設けている「児童生徒の悩み相談窓口（電話及びLINE）」等の外部の相談窓口を生徒へ周知し、生徒が悩みを抱え込まないよう指導する。

(4) いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

① 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめをうけた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形成的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通認識の下、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応にあたる。

また、保護者や生徒への対応は、必ず複数の教職員で行い、確実に記録をとり、対応内容を時系列にまとめ、定められた方法で確実に保存する。生徒、保護者との信頼関係の構築を重視し、学校としてできることと、できないことを明確化し、誤解を招かない誠実な対応を実践する。いじめ事象の解消後も見守りとサポートを継続する。生徒の変容について気を配り保護者と連絡をとりながら生徒の情報共有を図る。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめをうけた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

また、いじめの疑いに係る情報を把握した職員は、速やかに担任・学年主任・生徒部長に報告する。生徒部長は、学年、生徒部と連携し、事実確認を行うとともに、いじめをうけた生徒からの聴き取り等を行い、資料を準備し管理職及び関係職員に報告する。校長は、古賀高等学校組合教育委員会へ速やかに一報を入れ、現状を報告するとともに必要に応じて外部専門家の協力を要請する。あわせて、「いじめ不登校対策委員会」の開催を生徒部長に指示し、ガイドラインに沿った対応を徹底する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ不登校対策委員会」が組織的に関わり、教職員の情報共有を直ちに行う。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、生徒部長及び学年主任で共有し、生徒部長が管理職に報告し、校長が責任を持って古賀高等学校組合教育委員会に報告するとともにいじめをうけた生徒、いじめを行った生徒の保護者への連絡を学年主任、担任へ指示をする。

問題を解決するにあたっては、管理職、部長、課長、学年主任、担任及び関係職員がその職責、業務についてしっかりと理解し、各々が担うべき責任を自覚して問題解決に当たる。校長は、個々の教員が行うべき業務についての的確に指示する等、組織的な問題解決への体制を整える。

学校が、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめをうけた生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめをうけた生徒又はその保護者への支援

いじめをうけた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。その際、複数の教職員で丁寧な対応を心掛け、いじめをうけた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、

「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめをうけた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめをうけた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめをうけた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめをうけた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめをうけた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った生徒を別室で指導するなどして、いじめをうけた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行った生徒からも事実関係の聴き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴き取った後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、複数の教職員で丁寧な対応を心掛け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮の下、いじめを行った生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを

止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、いじめを行った生徒によるいじめをうけた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめを行った生徒といじめをうけた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断させるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダへは違法な情報発信停止を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、関係機関と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス 以下同じ）、携帯電話のメールを利用したいじめになどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者へこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(5) 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめをうけた生徒の状況に着目して判断する。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

【「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」】

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに古賀高等学校組合教育委員会を通じて古賀高等学校組合長に事態発生の報告を行う。

イ 調査を行うための組織

学校が主体となって調査に当たる場合は、弁護士、校医（精神科医）、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 調査の実施

調査に当たっては、学校が、当該事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを認識し、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確になるようにする。

② 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

学校は、いじめをうけた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任がある。

調査により明らかになった事実関係について、いじめをうけた生徒やその保護者に対して説明を行う。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うように努める。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、その他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、古賀高等学校組合教育委員会を通じて古賀高等学校組合長に報告する。

③ 組織的対応について

「いじめ不登校対策委員会」において、いじめによる重大事態等、学校以外の機関との連携等が必要と認められた場合は、生徒・保護者・教職員の対応を生徒部長に、外部機関及びマスコミ等への窓口を教頭に一本化して対応するよう校長が指示し、問題解決の進捗状況を共有しながら組織として対応する体制を整える。

(6) いじめ防止等のための職員研修

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する職員研修会を実施し、教職員間の共通認識を図る。

- ・いじめ防止に関する職員研修については、具体的事例を挙げながら、問題解決のプロセスを確認する等、実践的な内容の研修を複数回実施し、教職員一人一人のいじめに対する対応力を高める。
- ・年度初めに、国や県が提供する資料やS Lを活用し、職員全員が法を正しく理解しいじめについて適切に判断し対応できるよう取り組む。
- ・いじめ不登校対策委員会の実施、外部機関への相談や情報共有を確実にを行い、法に基づいて問題解決に当たる。

(7) その他（各取組のPDCAサイクルについて）

いじめ防止等に関わる各取組の評価に当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

① 短期評価

いじめ・学校生活アンケートの集約結果や職員間の情報交換の情報に基づき、生徒の実態や対応体制を確認し、必要に応じて改善を行う。

② 中期評価

各学期の終わりに、いじめ防止等に関わる各取組の評価を踏まえ、いじめ不登校対策委員会において検討を行い、次学期や次年度の計画・実施に繋げる。

③ 長期評価

年度の終わりに、年間における、いじめ防止に関わる各取組の評価及び、いじめ・学校生活アンケートの集約結果や職員間の情報交換の情報に基づき、生徒の実態や対応体制を確認すると共に、いじめ不登校対策委員会において、年間計画を振り返り、改善策を検討し次年度における計画実施に繋げる。

「学校いじめ防止基本方針」については、生徒の実態や学校の実情に合った実効性のあるものになるよう、全職員で定期的な見直しを図る。

(8) いじめの防止等の対策のための組織

① 組織の役割・機能

ア 組織の名称 「いじめ不登校対策委員会」

いじめ不登校対策委員会は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。校長は、各委員の業務内容を明確に示し、個々の委員が主体的に問題解決に関わることができるようにする。

会議を開催するに当たっては、情報を整理し、各委員が問題解決に向けて積極的に議論に参加できるようなものとし、委員の意見を十分に聴取し議論・決議に反映できる体制を整える。また、会議を行う際に、議事録を作成する等、適切な情報の保存・共有を図る。

イ 学年組織

校長のリーダーシップの下、課題解決のキーパーソンとなる学年主任や各部長、課長が中心となり、分掌内で情報が共有できるよう、日常的に職員間の連携を図る。

また、若年教員や経験が浅い教員が経験豊富な教員に気軽に相談できるよう、学年団の年齢構成をバランス良く配置したり、担任・副担任の組み合わせを工夫したりすることで、業務の抱え込みを防止する。

② いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織について

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

オ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

③ いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織について

本校における「重大事態」に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、校長の下に組織を設け、速やかに、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にする。

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

④ 外部機関との連携

ア 外部関係機関と連携を密にし、配慮を必要とする生徒に対するケアについては、本

人・保護者の要望のみならず積極的にＳＣ等の専門家の意見を参考にして、専門的知見に基づく指導を行うことで、問題の長期化と深刻化を招くことのないよう迅速な対応を行う。医師との連携を行う場合は、プライバシーに十分配慮し、状況に応じて適切な時期に生徒部長がＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー 以下同じ）と連携し、生徒や保護者の同意を得て（学年主任・担任が連絡する）、登校可能な時期、学校生活で配慮すべき内容等について、ケース会議を行い、それを「いじめ不登校対策委員会」で共有して、生徒が学校生活にスムーズに対応できるよう体制を整える。

イ 必要に応じて外部機関との連携を行う場合には、学校側での情報の整理を行い、問題解決に必要な法律等の知識を十分に理解したうえで、相談・情報共有・問題解決の方針を協議する等関係機関と一体となり、法に基づいて問題解決に当たる。

⑤ 組織の構成員等

組織の名称		いじめ不登校対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		教諭	生徒部	生徒部長
		教諭	教務部	教務部長
		教諭	進路部	進路部長
		教諭	総務部	総務部長
		教諭	生徒部・生徒支援課	生徒支援課長
		教諭	生徒部・保健安全課	保健安全課長
		養護教諭	生徒部	保健安全課
		教諭	第1学年	第1学年主任
		教諭	第2学年	第2学年主任
		教諭	第3学年	第3学年主任
		教諭	学年	該当クラス担任
		教諭	生徒部・保健安全課	生徒支援教諭
	外部専門家等 ※	SC	—	—
		SSW	—	—
		SL	—	—
		学校医	—	—
		PTA会長	—	—

※必要に応じて出席を依頼する

(9) いじめ防止等の年間指導計画

	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組	職員研修	評価・分析の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> 心の教育 個人面談 保護者へのいじめ対策について文書配布 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援連絡会 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修（拡大学年会） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析
5月	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭を通じた人間関係づくり 講演会（SNS、スマホ等によるいじめ） 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 学校生活アンケート シグマ検査 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修（SLによるいじめ防止） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート分析
6月	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭を通じた人間関係づくり 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談を受けてSC、SSWから助言 職員会議（シグマ） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析 シグマ検査結果票の見方
7月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育 個人面談 三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析 家庭用チェックリスト分析
8月	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭を通じた人間関係づくり 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析
9月	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭を通じた人間関係づくり 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析
10月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議（拡大学年会） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析
11月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 学校生活アンケート 		<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート分析
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育 個人面談 三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談を受けてSC、SSWから助言 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析 家庭用チェックリスト分析
1月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 心の教育 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析
2月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 心の教育 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談を受けてSC、SSWから助言 職員会議（拡大学年会） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート分析
3月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 生徒支援連絡会 学校生活アンケート 		<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート分析
備考				